ワーキンググループの設置について

- 〇 「特別用途食品制度のあり方に関する検討会中間取りまとめ」(平成20年3月)を踏まえ、対象食品の見直しに当たって、具体的な基準等の見直し作業を行うため、本検討会の下にワーキンググループを設置した。
- 設置されたワーキンググループは、次に掲げる7つである。(()内は各ワーキンググループの第1回開催日)
 - 低たんぱく質食品ワーキンググループ(5月20日)
 - ・アレルゲン除去食品・無乳糖食品ワーキンググループ(5月29日)
 - 濃厚流動食品ワーキンググループ(5月28日)
 - ・個別評価型ワーキンググループ(5月26日)
 - 乳児用調製粉乳ワーキンググループ(5月22日)
 - えん下困難者用食品ワーキンググループ(5月13日)
 - ・食事療法用宅配食品栄養指針ワーキンググループ(5月26日)
 - ※各ワーキンググループのメンバーについては、別紙のとおり。
- ワーキンググループにおける具体的な基準の見直し作業の結果は、次回 の本検討会に報告を行う予定としている。